

事業所内保育事業設置にかかるQ&A（よくある質問集）

No.	事項	問	答
1	設置場所	事業所内保育事業は必ず事業所の中に設置しなければならないのか	設置に当たってそのような制限はありませんので、別の物件等を利用し設置することも可能です。ただし、事業所から離れた場所に設置すると、従業員の利用が困難なため、事業所内保育事業として成立しないことが予想されます。従業員の保育ニーズについて精査の上、従業員の方が利用しやすい場所での設置をご検討ください。 また、会社内に設置する場合には、従業員だけではなく、地域枠の利用者の送迎についても考慮した場所としてください。（例：セキュリティー区画内に設置した場合、地域枠の利用者の出入りについて考慮が必要です。）
2	設置主体	運営委託を考えているが設置主体はどちらにしたらよいか	募集要項に記載のとおり、事業所内保育事業は、「事業主自ら設置」又は「事業主から委託を受けて設置」のいずれかの方法による設置が可能です。（設置主体を事業主として、別事業者に運営委託をすることも可能です。）なお、設置主体が本事業実施に係る法令遵守義務を負いますので、十分に協議の上、決定をお願いします。
3	定員設定	地域枠の定員設定は必須か	地域枠については定員に応じた必要最低枠以上の設定が必要です。詳しくは募集要項をご確認ください。
4	定員設定	現在、従業員の保育ニーズはあるものの、従業員枠の利用希望者が数年後無くなってしまった場合事業継続は可能なのか	設置に当たっては現在の保育ニーズだけでなく、将来的な従業員の利用（人事異動や新規採用）の見込みを踏まえた上で、継続的に従業員の方が利用できるよう事前に十分な調査、検討をお願いいたします。
5	定員設定	地域枠の定員の方が多くなっても問題ないか	従業員枠が極端に少ない設定を希望する場合はその理由について別途ヒアリングを実施し、設定の可否について判断させていただきます。なお、事業所内保育事業は従業員の福利厚生を目的とした事業です。地域枠の子どもの保育を主目的とした事業実施はできませんので、従業員の利用希望ニーズを踏まえた上で、定員設定をお願いいたします。
6	定員設定	設定している従業員枠を超える、利用希望があった場合、地域枠の一部を従業員枠として利用しても問題ないか	市の利用調整の結果、地域枠に空きがある場合は従業員枠の定員を弾力化し受入することは可能です。ただし、保育従事者の配置や面積基準を満たしていることが前提となります。
7	従業員枠の3歳児以降の利用	従業員枠の3歳児到達後、次年度においても継続して利用が可能か	継続して利用することは可能ですが、当該児童については事業所内保育事業の対象外児となるため、自主事業扱いとなります。この場合、当該児童の保育については事業所内保育事業とは別途保育従事者を配置、保育室を設ける等しっかりと区分していただく必要があります。なお、3歳到達後も継続して保育を希望する場合は事前協議の際に施設図面や事業計画等を確認の上、判断します。

No.	事項	問	答
8	小規模型事業所内保育事業と保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業と保育所型事業所内保育事業の違いは	小規模型事業所内保育事業は19人以下、保育所型事業所内保育事業は20人以上の定員によって区分しています。主な違いとしては保育所型事業所内保育事業の場合は医務室が必置となること、連携施設において、卒園後の受け皿のみの確保が必要（保育内容の支援と代替保育は不要）となります。
9	運営時間	夜勤の従業員もいるため、従業員枠において、24時間の開所は可能か	募集要項に記載のとおり、午前7時～午後6時の11時間開所に加え、1時間又は2時間の延長保育を基本としています。このため、これを超える時間の利用については自主事業扱いとなります。なお、この場合においても事業所内保育事業として条例で定める職員配置及び設置基準を満たした上での運営を行っていただくことが前提です。
10	従業員枠の確保	直接雇用している従業員の他、別の企業の従業員も従業員枠として利用可能か	従業員枠については「事業主が雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」、「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」となります。このため、事業主と全く関連性の無い企業の従業員については従業員枠としての利用は認められません。
11	連携施設の確保	卒園後の受入先については何人分の確保が必要か	地域枠の2歳児の定員数以上を確保すれば認可の要件は満たしますが、従業員枠の卒園児数も踏まえた上で、受け入れ先の確保に努めてください。
12	設置時期	年度途中の設置を希望しているが可能か	年度途中の開所は可能ですが、認可にあたっては市の附属機関である、札幌市子ども・子育て会議（認可・確認部会）による承認が必要です。認可・確認部会は年2～3回程度の開催であることから、開催日によっては希望通りの日程で開園できない場合があります。なお、事前協議から認可までは最低でも半年程度の期間が必要となります。
13	給食の提供	施設の規模構造上、調理室の設置が困難である。連携施設からの搬入は可能か	連携施設からの搬入は可能ですが、適切な搬入が可能であるか、適切な契約が結ばれているか等の確認を行います。 連携施設とは保育所、幼稚園、認定こども園又は当該事業所内保育事業と関連を有する法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療法人等を指します（給食センター等からの搬入は認められません） なお、搬入の場合においても、加熱・保存が可能な調理設備の設置は必須となります。
14	保育室等の面積	保育室等に棚を置いているが、面積から除かなければならないか	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室に常時固定している棚及び物品等を置いている場合は保育をするための必要面積に算入することは認められません。利用定員を設定する際は今後の設置等も踏まえた上で、可能な限り余裕を持った面積を確保するよう整備を計画してください。

No.	事項	問	答
15	企業主導型保育事業との相違	企業主導型保育事業との大きな違いは何か	<p>事業所内保育事業は0～2歳の子どもを保育するものですが、企業主導型保育事業については年齢区分による制限はありません。また、事業所内保育事業の地域枠の利用にあたっては、区役所で利用調整を行います。</p> <p>企業主導型保育事業は内閣府が所管する事業で、整備費・運営費の助成はありますが、位置付けとしては認可外保育事業となります。一方、事業所内保育事業は市の認可を受けて運営する事業となりますので、設置基準も異なります。</p> <p>企業主導型保育事業については下記法人が窓口となっておりますので、こちらへお問い合わせ願います。</p> <p>・公益財団法人児童育成協会（☎03-5766-3801）</p>
16	企業主導型保育事業からの移行	現在企業主導型保育事業を運営しているが、事業所内保育事業への移行は可能か	<p>企業主導型保育事業から事業所内保育事業への移行は受け付けておりません。なお、企業主導型保育事業以外の認可外保育施設からの移行は可能です。</p>
17	企業主導型保育事業との併願	同一物件で、企業主導型保育事業の募集があれば、こちらにも応募したいと考えているが併願は可能か	<p>原則、併願による応募は認めておりません。また、認可・確認部会による整備計画承認後の辞退は認められませんので、応募に当たっては十分に検討をお願いいたします。</p>